

新居浜市週休 2 日確保工事試行要領

（目的）

第 1 条 この要領は、新居浜市が発注する工事において、建設業の働き方改革推進の一環として、建設現場における休日を確保することにより就労環境の改善を図り、建設業の担い手を確保していくことを目的とする。

（用語の定義）

第 2 条 この要領において使用する用語の定義は、次のとおりとする。

（１）週休 2 日確保工事及び休日確保工事（以下「週休 2 日等確保工事」という。）

本要領に基づき、週単位（完全週休 2 日（土日））、月単位又は通期の週休 2 日確保及び土日、祝日、年末年始休暇の 6 日間、夏季休暇の 3 日間を含めた日数分の休日確保を現場閉所で行う工事をいう。

（２）週休 2 日

ア 週単位（完全週休 2 日（土日））の週休 2 日とは、対象期間において、全ての週で現場閉所を土日に指定し、1 週間に 2 日間以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

イ 月単位の週休 2 日とは、対象期間において、全ての月で 4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

ウ 通期の週休 2 日とは、対象期間において、4 週 8 休以上の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（３）休日確保

休日確保とは、対象期間において、起算する土曜日又は月曜日から 4 週間を 1 期間とし、以降同様に工事完了日までの 4 週間毎の期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の現場閉所を行ったと認められる状態をいう。

（４）対象期間

工事着手日（工事看板設置や起工測量等の現場作業開始日）から工事完了日（後片付けや工事目的物の出来形計測等の現場作業完了日）までの期間をいう。

ただし、年末年始休暇の 6 日間、夏季休暇の 3 日間（土日を除く）、工場製作のみを実施している期間、工事全体を一時中止している期間、他工事との工程調整による不稼

働期間のほか、発注者があらかじめ対象外とした期間や受注者の責によらず現場作業を余儀なくされる期間など、対象として取り扱うことが適当でない期間は含まないものとする。

なお、休日確保工事においては、祝日、年末年始休暇の6日間（土日、祝日を含む）、夏季休暇の3日間（土日、祝日を除く）は休日として取り扱う。

（５）現場閉所

巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業を行う場合を除き、現場事務所での事務作業（内業）を含めて、1日を通して現場や現場事務所が閉所された状態をいう。

（６）週休2日確保工事の達成判断

週休2日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

ア 週単位（完全週休2日（土日））

対象期間内の全ての週において、土日に現場閉所されている状態をいう。なお、土日に加えて、受注者自らが土日以外にも現場閉所することは可能とする。ただし、悪天候等による現場閉所日の振替など受注者の責によらず土日に施工を行わざるを得ない場合は、受注者において事前に土日に代わる現場閉所日を指定するものとする。

イ 月単位

対象期間内の全ての月毎の現場閉所日数の割合（以下「現場閉所率」という。）が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。ただし、暦上の土曜日、日曜日の閉所では28.5%に満たない月は、その月の土曜日、日曜日の合計日数以上に閉所を行っている場合に、28.5%以上を達成しているものとみなす。

ウ 通期

対象期間内の現場閉所率が、28.5%（8日/28日）以上の水準に達する状態をいう。

（７）休日確保工事の達成判断

休日確保工事の達成判断は、次のとおりとし、降雨、降雪等による予定外の現場閉所についても、現場閉所日数に含めるものとする。

起算する土曜日から4週目の金曜日又は起算する月曜日から4週目の日曜日までの4週間を1期目とし、5週目の土曜日から8週目の金曜日又は5週目の月曜日から8週

目の日曜日までの4週間を2期目とし、以降同様の考え方で工事完了日までのそれぞれの期間について、それぞれの期間に含まれる休日の日数分の閉所日がある状態をいう。

(対象工事)

第3条 週休2日等確保工事は、新居浜市が発注する建設工事を対象とする。

ただし、週休2日確保及び休日確保（以下「週休2日等確保」という。）に取り組むことが適切でないと認められる工事は除くものとする。

- 2 週休2日等確保に取り組むものについては、全て発注時に発注者が週休2日等確保に取り組むことを指定（以下「発注者指定型」という。）し、別に定める特記仕様書（発注者指定型）を設計図書に添付して対象工事であることを明示するものとする。

(現場閉所日の確保)

第4条 週休2日等確保工事の受注者（以下「受注者」という。）は、原則として対象期間中の土曜日及び日曜日を現場閉所日としなければならない。なお、休日確保工事の受注者は、祝日、年末年始休暇の6日間（土日、祝日を含む）、夏季休暇の3日間（土日、祝日を除く）も現場閉所日としなければならない。

- 2 受注者は、土曜日又は日曜日に現場閉所ができない場合は、現場閉所日の振替えを行うことができるものとし、休日確保工事の受注者は、祝日、年末年始休暇の6日間（土日、祝日を含む）、夏季休暇の3日間（土日、祝日を除く）についても同様とする。なお、週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保工事において、土日に代わる現場閉所日を指定する場合は同一の週で指定し、1週間に2日間以上の現場閉所を行うものとする。

- 3 現場閉所日は、元請け、下請けを含めて、現場での作業を一切行わないこととする。

ただし、次に該当する場合は、現場閉所日における作業として扱わないこととする。

(1) 巡回パトロールや保守点検、現場見学会や地元対応協議、交通規制上必要となる交通誘導警備業務など、現場管理上必要な作業

(2) 異常気象時等の緊急時の対応である作業

(3) 発注者の指示による作業

- 4 発注者は、特別な理由がある場合を除き、土曜日及び日曜日の作業を指示しないものとする。

(実施方法)

第5条 発注者指定型の実施方法は以下のとおりとする。

(1) 工事請負契約書第3条に基づき受注者が提出する工程表は、月単位の週休2日確保又は休日確保を反映したものとする。

(2) 受注者は、月単位の週休2日確保から週単位（完全週休2日（土日））又は通期の週休2日確保に変更を希望する場合は、工事着手日までに協議書により発注者と協議し、変更後の取組みを反映した工程表を発注者に提出して承諾を得なければならない。

(3) 受注者は、週休2日等確保工事の実施に際しては、工事看板等に週休2日等確保工事である旨を明示し、周知するものとする。

(4) 受注者は、第4条第2項に規定する現場閉所日の振替えを行う場合は、協議書にその理由と振替えを行う日を記載し、発注者に通知しなければならない。

(5) 受注者は、工事途中において週休2日等確保の取組みをア～ウのとおり変更する場合は、速やかに理由を記載した協議書を提出し、発注者の承諾を得なければならない。

ア 週単位（完全週休2日（土日））の週休2日確保を月単位又は通期の週休2日確保に変更する場合

イ 月単位の週休2日確保を通期の週休2日確保に変更する場合

ウ 週休2日等確保の実施を取りやめる場合

なお、発注者の承諾がない取組みの変更については、週休2日等確保が実施されていないものとして取り扱うものとする。

(6) 発注者は、受注者が取り組んだ週休2日等確保工事について、あらかじめ現場閉所率等を確認するものとする。

なお、受注者は、現場閉所率等が確認できる資料を整備し、発注者から請求があった場合には速やかに提出又は提示しなければならない。

（費用の積算方法）

第6条 港湾請負工事積算基準による工事及び漁港漁場関係工事積算基準による工事については、休日確保工事又は月単位の週休2日確保工事の補正係数を乗じた各経費を当初設計で計上し、現場閉所の達成状況を確認後、取組みを達成できなかった場合は、変更請負契約において補正する。

【港湾土木請負工事積算基準等による工事（以下「港湾工事」という。）】

(1) 休日確保適用工事

ア 港湾請負工事積算基準により積算した工種

共通仮設費率 1.02

現場管理費率 1.03

イ 土木工事標準積算基準により積算した工種

共通仮設費率 1.00（補正しない）

現場管理費率 1.00（補正しない）

（２）休日確保工事取りやめ等

補正しない

【漁港漁場関係工事積算基準等による工事（以下「漁港工事」という。）】

（１）月単位の週休２日確保適用工事

ア 漁港漁場関係工事積算基準により積算した工種

共通仮設費率 1.02

現場管理費率 1.03

イ 土木工事標準積算基準により積算した工種

共通仮設費率 1.00（補正しない）

現場管理費率 1.00（補正しない）

（２）週休２日確保工事取りやめ等

補正しない

（工事成績評定）

第 7 条 週休２日等確保を達成した工事については、工事成績評定において加点評価を行う。

2 明らかに受注者側に週休２日等確保に取り組む姿勢が見られなかった場合は、「法令順守等」で減点措置を行う。

（留意事項）

第 8 条 週休２日等確保工事の実施にあたっては、次の各号に留意するものとする。

（１）工事を一時中止した場合は、週休２日等が確保できる工期を延期する。

（２）施工箇所が点在する工事は、全体を週休２日等確保の対象工事とする。

（３）現場閉所率は、小数第２位を四捨五入し少数第１位までとする。

（アンケート調査等）

第 9 条 発注者が週休２日等確保工事に関するアンケート等を実施する場合は、受注者はこれに協力しなければならない。なお、工事完成後にあっても同様とする。

(入札公告)

第 10 条 週休 2 日等確保工事の試行にあたっては、入札公告において対象工事である旨を明示するものとする。

(その他)

第 11 条 この要領に定めのない事項については、発注者と受注者の協議により定めるものとする。

附則

この要領は、令和 4 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 5 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 6 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 1 月 1 日から施行する。

附則

この要領は、令和 8 年 8 月 1 日から施行する。

